

大田市告示第14号

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第16条の規定に基づき、同条の地方公共団体が定める額を次のように定め、令和5年4月1日から適用する。

令和6年3月7日

大田市長 楫野 弘



大田市が設置する特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要する費用の額

- 1 大田市が設置する特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）に係る同条第3項第1号の特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準、大田市が設置する特定教育・保育施設（法第7条第4項に規定する保育所に限る。）に係る法第28条第2項第2号の特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準及び大田市が設置する特定教育・保育施設（法第7条第4項に規定する幼稚園に限る。）に係る法第28条第2項第3号の特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準として、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（別表備考において「公定価格告示」という。）第16条の規定により大田市が定める額（以下「特定教育・保育等に要する費用の額」という。）は、教育・保育給付認定子ども（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）が利用する特定教育・保育施設の区分及び教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、別表に定める額とする。
- 2 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条第2項に規定する事由のあった教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）についての特定教育・保育等に要する費用の額は、前項の規定により算定される額に、当該月における利用日数を20（法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。）については、25）で除して得た数を乗じて得た額とする。

別表（第1項関係）

（1）大田市立大田幼稚園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号・2号	4歳以上児	55,310円（71,430円）
	3歳児	71,430円

（2）大田市立大田保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	45,800円（53,700円）
	3歳児	53,700円（109,200円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	56,200円（64,100円）	50,300円（58,200円）
	3歳児	64,100円（122,700円）	58,200円（116,700円）
3号	1、2歳児	122,700円（201,300円）	116,700円（195,300円）
	乳児	201,300円	195,300円

（3）大田市立川合保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	88,300円（96,100円）
	3歳児	96,100円（151,700円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	110,600円（118,500円）	92,800円（100,600円）
	3歳児	118,500円（177,100円）	100,600円（159,200円）
3号	1、2歳児	177,100円（255,700円）	159,200円（237,900円）
	乳児	255,700円	237,900円

（4）大田市立池田保育園及び大田市立水上保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	122,100円（130,000円）
	3歳児	130,000円（185,400円）

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	153,300円 (161,200円)	126,600円 (134,500円)
	3歳児	161,200円 (219,700円)	134,500円 (192,900円)
3号	1、2歳児	219,700円 (298,300円)	192,900円 (271,600円)
	乳児	298,300円	271,600円

(5) 大田市立鳥井保育園

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	67,600円 (75,500円)
	3歳児	75,500円 (130,900円)

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	82,800円 (90,700円)	72,100円 (80,000円)
	3歳児	90,700円 (149,200円)	80,000円 (138,400円)
3号	1、2歳児	149,200円 (227,800円)	138,400円 (217,100円)
	乳児	227,800円	217,100円

(6) 大田市立温泉津保育所

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額
1号	4歳以上児	71,700円 (79,600円)
	3歳児	79,600円 (135,000円)

認定区分	年齢区分	特定教育・保育等に要する費用の額	
		標準時間認定	短時間認定
2号	4歳以上児	89,600円 (97,400円)	76,200円 (84,100円)
	3歳児	97,400円 (155,900円)	84,100円 (142,500円)
3号	1、2歳児	155,900円 (234,500円)	142,500円 (221,200円)
	乳児	234,500円	221,200円

備考

1 この表において、「認定区分」又は「1号」、「2号」若しくは「3号」とは、それぞれ

公定価格告示第1条第10号に規定する認定区分又は同号イからハまでに規定する一号、二号若しくは三号をいう。

- 2 この表において、「年齢区分」又は「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」若しくは「乳児」とは、それぞれ公定価格告示第1条第11号に規定する年齢区分又は同号イからニまでに規定する4歳以上児、3歳児、一、二歳児若しくは乳児をいう。
- 3 この表において、「標準時間認定」又は「短時間認定」とは、それぞれ公定価格告示第1条第44号に規定する保育標準時間認定又は保育短時間認定をいう。
- 4 当該教育・保育給付認定子どもに適用される年齢区分が年度の途中において変わった場合の当該年度中の特定教育・保育等に要する費用の額は、()内の額とする。

附則

大田市が設置する特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育、特別利用保育及び特別利用教育に要する費用の額（平成27年大田市告示第144号）は、令和5年3月31日を以て廃止する。ただし、同告示に基づき決定した費用の額に関しては、なおその効力を有する。